

【簡易課税】
(手書の方用)

※令和5年10月から課税事業者の方

消費税課税事業者は、収入（売上・雑収入）が税率毎に区分されていないと、消費税の申告書を作成できません。確定申告の際は、必ず本用紙にご記入の上、お越してください。尚、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合には特例制度を適用できます。

事業区分	事業内容	売上金額 (10～12月分) A	Aのうち課税取引にならないもの (10～12月分) B	課税取引金額 (10～12月分) (A - B) C	C = D + E + F		
					うち旧税率 8%適用分 D	うち軽減税率 8%適用分 E	うち標準税率 10%適用分 F
第1種	【卸売業】	他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者販売する事業。					
第2種	【小売業】	他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで(一般の消費者等に)販売する事業。					
	【漁業】	食用					
	【農業】	食用					
第3種	【建設業】 【製造業】 【電気業】 【ガス業】 【熱供給業】 【水道業】	第1種事業、第2種事業に該当するもの及び加工賃やその他これに類するものを除く。					
	【漁業】	非食用					
	【農業】	非食用					
第4種	【飲食店業】	第1種、第2種、第3種、第5種、第6種以外の事業。第3種から除かれる【加工賃】や【固定資産の譲渡】も第4種となる。					
第5種	【運輸通信業】 【金融業】 【保険業】 【サービス業】	第1種、第2種、第3種の事業に該当するものを除く。 ※サービス業は飲食店に該当する事業を除く。					
第6種	【不動産業】						
計							